

制限付一般競争入札心得

1 入札

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書、又は委任状は、所定の様式（那覇市ホームページより取得）に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
委任状のない入札は、無効とする。委任状には、法人代表者の使用印鑑届の印と代理人の印を押印し、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札執行回数は、3 回までとする。※入札書は 3 部準備すること。

6 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (4) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしてなした入札
- (5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札保証金の納付を要する入札において、所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (7) 入札金額を訂正した入札、または〒マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）のない、又は重要な記載事項について判読できない入札
- (9) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (11) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

3 落札候補者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が 2 人以上あるときは、開札時にくじによって落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該価格の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その他の者を落札者とすることができる。

4 入札の取りやめ等

入札参加者が談合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。